

5 決裁方法の表記について

(本必携における決裁方法については、本文中に以下の【決裁パターン】を表記する。)

決裁パターン	決裁票への押印	裁判書等への押印	決裁方法及び主な例
A	全裁判官	全裁判官	<p>調査官の作成した決裁票（草案）に裁判官全員の決裁印を受ける。 裁判書に裁判官全員の決裁印を受ける。</p> <p>上告棄却決定、特別抗告棄却決定、再審請求棄却決定、再抗告棄却決定等</p>
B	主任裁判官	全裁判官	<p>決裁票を作成し、担当調査官の調査に付す。 決裁票に主任裁判官の決裁印を受ける。 裁判書に裁判官全員の決裁印を受ける。</p> <p>保釈請求却下決定、勾留執行停止決定、公訴棄却決定、国選弁護人解任書、被害者参加決定、被害者参加弁護士選定決定、職権移送決定、上告取下事件の当審訴訟費用負担決定、忌避申立却下決定、回避許可決定等</p>
C	不要 (調査票)	全裁判官	<p>調査票を作成し、担当調査官の調査に付す。 裁判書に裁判官全員の決裁印を受ける。</p> <p>上告棄却決定（不成立）、判決訂正申立棄却決定等</p>
D	全裁判官	主任裁判官	<p>決裁票を作成し、担当調査官の調査に付す。 決裁票に裁判官全員の決裁印を受ける。 記録の該当箇所等に主任裁判官の決裁印を受ける。</p> <p>職権不発動（勾留執行停止、身柄の移送、証拠開示）、被害者からの記録の閲覧・謄写等</p>
E	主任裁判官、	主任裁判官	<p>決裁票を作成し、担当調査官の調査に付す。 決裁票に主任裁判官の決裁印を受ける。 記録の該当箇所等に主任裁判官の決裁印を受ける。</p> <p>移送同意請求、証拠物の閲覧・謄写、上告取下事件の当審訴訟費用不負担等</p>
F	不要 (調査票)	主任裁判官	<p>調査票を作成し、担当調査官の調査に付す。 記録の該当箇所等に主任裁判官の決裁印を受ける。</p> <p>訴訟費用執行免除申立ての下級裁送付、上告趣意書差出最終日延期申請等</p>